

**令和 8 年度静岡県東部児童相談所第三者評価業務委託
公募型簡易プロポーザル実施要領**

1 業務目的

児童福祉法第 12 条第 7 項及び児童相談所運営指針において、児童相談所の行う業務の質の評価を行う等により、当該業務の質の向上に努めなければならないこととされている。

本業務は、第三者評価の実施により、児童相談所の「機能しているところ」や「改善すべきところ」を確認するとともに、評価結果を踏まえ、児童相談所が適切に運営されるための相談援助業務のあり方や必要な職員配置及び関係機関との連携等の確認・見直し、改善等につなげることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度静岡県東部児童相談所第三者評価業務委託

(2) 業務の内容

別添「令和 8 年度静岡県東部児童相談所第三者評価業務委託企画提案仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 24 日（水）まで

(4) 契約限度額

940,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属

〒410-8543 静岡県沼津市高島本町 1 番地の 3 静岡県東部総合庁舎 4 階

静岡県東部健康福祉センター育成第 1 課育成第 2 班

電話番号:055-920-2084 FAX:055-920-2191

E メール: kftoubu-ikuseil@pref.shizuoka.lg.jp

3 参加資格

この企画提案に参加することができるのは、次の(1)～(5)のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 3 自治体以上の児童相談所（相談部門）における第三者評価の受託実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の提出の日から契約の日までの期間に、国又は地方公共団体における物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法

(平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

(5) 次のアからキに該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案書及び応募申込等

(1) スケジュール

内容	日程
実施要領等の配布	令和 8 年 6 月 22 日(月) 午前 9 時から 令和 8 年 7 月 6 日(月) 午後 4 時まで
質問受付期間	令和 8 年 6 月 22 日(月) から 令和 8 年 6 月 29 日(月) 午後 4 時まで
質問に対する回答	令和 8 年 7 月 3 日(金) まで
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 6 日(月) 午後 4 時まで
プレゼンテーション	令和 8 年 7 月 22 日(水) ※時間は別途通知
選定結果の通知	令和 8 年 7 月 28 日(火) まで

(2) 実施要領等の配布

下記の静岡県東部健康福祉センターホームページからダウンロードすること。
URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/fukushicenter/tobukenkofukushi/1004101/1083270.html>

(3) 質問

本要領等に質問がある場合は、「質問書」(様式 6) を E メールにより提出する。

ア 受付期間: 令和 8 年 6 月 22 日(月) から令和 8 年 6 月 29 日(月) 午後 4 時まで

イ 送付先: 2(5)の E メール宛て

ウ 回答方法: 令和 8 年 7 月 3 日(金) までに質問者に対して電子メールにより行うほか、4(2)の静岡県東部健康福祉センターホームページに掲載する。

(4) 企画提案書の作成

「別表1」のとおり

(5) 提出書類

ア 提出書類：「別表2」のとおり

イ 提出期限：令和8年7月6日（月）午後4時まで

ウ 提出先：2(5)のとおり

エ 提出方法

持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後4時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間は除く）。郵送の場合は、「特定記録」とし、期日までに必着とする。

オ 提出部数：10部（正本1部、副本（コピー可）9部）

5 選定及び選定結果

(1) プレゼンテーション

ア 実施日：令和8年7月22日（水）※時間は企画提案者に別途通知する。

イ 場所：オンライン（Zoom）開催

ウ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間

審査委員からの質疑 20分間

エ 注意事項

- ・順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、既提出の企画提案書により行い、提出されていない資料は使用できない。
- ・審査は非公開で行うものとする。

(2) 選定方法

提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づき、令和8年度静岡県東部児童相談所第三者評価業務委託事業者選定委員会が「別表3」の審査基準により評価し、最も評価点の高い提案をした者を契約予定者として特定する。

ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、選定委員長のくじ引きにより契約予定者を特定する。

なお、提案内容の評価において、評価点の総合計が満点の60%以上に満たない者は特定しない。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年7月28日（火）までに、辞退者を除く全ての参加者にEメールで通知する。

なお、契約予定者は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などを静岡県と交渉を行い、これが整った場合に随意契約の手続きを行うものとする。

6 非特定理由に関する事項

- (1) 企画提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和8年7月28日（火）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和8年8月4日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、令和8年8月12日（水）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、2(5)に示す発注担当まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

7 契約手続き

- (1) 契約の締結は契約書による。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 受託者は、契約締結後速やかに仕様書に定める委託業務実施計画書を提出すること。また、契約締結後2週間以内に事前打合せを実施し、評価の具体的な実施方法及びスケジュールを確定すること。
- (4) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本委託契約の期間終了後においても同様とする。
- (5) 労働関係法令等遵守の誓約書の作成
事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の実行方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、契約予定者は契約締結時に以下の書類を提出すること。
ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（参考様式1）
イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務を派遣労働者に関わらせようとするときは、全ての下請業者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（参考様式2）の写し

8 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
※不当介入を受けたにも関わらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

9 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提出書類の作成、提出等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とする。
提出された企画提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その企画提案書を無効とする。
 - ア 企画提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 企画提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の企画提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出された企画提案書は、契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限後において、提出書類は受理しないととも提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験を持つ者であるとの発注者の了解を得なければならない。